

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	(一社) 日本照明工業会

### < 規格情報 >

規格番号 (発行年)	JIS C 8147-1(201X)
対応国際規格番号 (版)	IEC 61347-1 : 2012 (第 2.2 版)
規格タイトル	ランプ制御装置 第 1 部 : 通則及び安全性要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	放電灯用安定器および直流電源装置
廃止する基準及び有効期間	J61347-1(H25)、3 年間有効

### < 審議中に問題となったこと >

<p>JIS C 8147-1:2012 では、外郭を持たないランプ制御装置 (例えば、基板が露出した構造) の必須表示及び安定器巻線の熱耐久性試験 (箇条 13) 並びに故障状態 (箇条 14.) の判定基準が問題となった。検討の結果、判明した内容は次のとおりである。</p> <p>a) 外郭を持たないランプ制御装置 (例えば、基板が露出した構造) の必須表示は、将来の小形化と実装密度向上を見込み、本体表示の IEC 規格に対して、本体表示又はカタログ若しくは類似の資料での表示を認める内容とした。</p> <p>b) 安定器巻線の熱耐久性試験 (箇条 13) の判定基準で、複数試料の試験で不合格発生を認める技術基準は、不適切と判断し、その判定基準を削除した。</p> <p>c) 故障状態 (箇条 14.) の判定基準も同様に、不合格を認める技術基準を削除した。</p>
--

### < 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準と相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
7.1	外郭を持たないランプ制御装置 (例えば、基板が露出した構造) の必須表示は、本体若しくはカタログ又は類似の資料に表示する。	今後の小形化と実装密度向上を見込み、カタログ又は類似の資料での表示を許容することを追加した。
13	不合格品の存在を許容する試験結果の判定基準を削除した。	不合格を認めるのは技術基準 (電安法) として不適切と判断した。
14	3 つの試験試料で実施し、1 つ試験試料が不合格である場合には、新たに 3 つの試験試料で実施して全て合格であれば合格とする判定基準を削除。	不合格を認めるのは技術基準 (電安法) として不適切と判断した。
付属書 JA	追加の安全要求事項	電安法の別表第六と電気設備基準の安全に関する要求事項を追加した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

### <主な改正点>

この規格の旧版は、対応国際規格 IEC 61347-1:2007, Lamp controlgear - Part 1: General and safety requirements, Amendment 1:2010 (MOD) として制定されていたが、2012 年の Amendment 2 を基とし、技術的内容及び構成を変更して作成した日本工業規格である。

主な改正点は、次のとおりである。

JIS の箇条		技術的差異	主な内容	備考
1.	適用範囲	IEC と同じ	安全特別低電圧 (SELV) を供給するランプ制御装置特有の要求事項を規定する附属書 L を追加。	
3.	用語及び定義	IEC と同じ	安全特別低電圧 (safety extra low voltage) SELV、耐インパルスカテゴリ (impulse withstand category)、保護インピーダンスデバイス (protective impedance device)、基礎絶縁 (basic insulation)、二重絶縁 (double insulation)、強化絶縁 (reinforced insulation) 等の用語と定義を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
4.	一般的安全要求事項	IEC と同じ	二重絶縁又は強化絶縁を備えた器具内用磁気回路式安定器と器具内用電子制御装置の要求事項 (附属書 I と附属書 O) を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
7.	表示	IEC とほぼ同じ	外郭を持たないランプ制御装置の必須の表示、SELV 制御装置の図記号、最大動作電圧 $U_{out}$ (実効値) 及びランプ収納部の接続の為に使用される独立形制御装置の接地端子がある場合の表示 (記号) 要求事項を変更した。	技術動向に対応した。
9.	接地	IEC とほぼ同じ	9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地の要求事項として、“他の設備への接地接続” と “独立形ランプ制御装置によって電力供給されたランプ収納部” を追加した。	国内状況を反映した電気設備基準等に対応も含めた。
10.	充電部との偶発接触からの保護	IEC と同じ	SELV 制御装置の要求事項として 10.3 と 10.4 を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
12.	耐電圧	IEC と同じ	SELV の追加と基礎絶縁・付加絶縁・二重絶縁又は強化絶縁の耐電圧試験電圧変更を行った。	IEC で追加された規定内容に対応。
13.	安定器巻線の熱耐久性試験	IEC と同じ	SELV を備える制御装置に用いられる巻線の試験方法を注記 1 として追加した。不合格品の存在を許容する試験結果の判定基準を削除した。	不合格を認めるのは技術基準として不適切と判断した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

14	故障状態	IEC と同じ	製造業者が保護接地記号を記したランプ制御装置に関して、仕様書で接地接続なしでの使用を許可する場合の試験方法を追加した。	
15.3	構造	IEC と同じ	SELV または ELV で使用されるプラグ及びコンセントの要求事項を追加。	
16	沿面距離及び空間距離	IEC と同じ	礎絶縁・付加絶縁・二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を修正。SELV 制御装置は、附属書 L.11 が適用される旨を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
附属書 A		IEC と同じ	電圧判定値（交流電圧ピーク値 35V 以下、またはリップルフリー直流電圧 60V 以下）の追加した。接触電流の試験方法と判定値を改正した。	
附属書 B		IEC とほぼ同じ	熱的保護機能付きランプ制御装置の保護タイプごとの試験サイクルを JIS で追加規定した。	国内仕様の規定を継続した。
附属書 L		IEC と同じ	SELV 適合制御装置の個別追加要求事項を追加した。	IEC 追加規定。
附属書 M		IEC と同じ	耐インパルスカテゴリ の制御装置の耐電圧試験電圧を追加した。	IEC 追加規定。
附属書 N		IEC と同じ	二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項 を追加した。	IEC 追加規定。
附属書 O		IEC と同じ	二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用電子制御装置の追加要求事項を追加した。	IEC 追加規定。

以上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

(基準番号)	規格名 (表題)	規格番号 (本文)
J61347 1(***)	ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1 (201X)

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	4 一般要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条8 箇条17 附属書L 附属書JA	8 端子 17 ねじ、通電部及び接続部 附属書L(規定)SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L.9 構造 附属書JA 追加の安全性要求事項 JA.3(口出し線)による)	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条14	14 故障状態	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がさ	該当 非該当	箇条7	7 表示 7.1 表示する項目 JIS C 8147-2の規格群には、本項目のいずれを、必須の表示として表示するか、情報としてランプ制御装置本体又は製造業者のカatalog若しくは類似の資料に表示するかを、規定している。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。				
第四条	供用期間における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 L10	11 耐湿性及び絶縁性 17 ねじ、通電部及び接続部 19 耐食性 L10 部品	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 19	11 耐湿性及び絶縁性 19 耐食性	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 13 箇条 15  箇条 18 附属書 N	13 安定器巻線の熱耐久性試験 15.1 木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料 木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料は、含浸していない場合、絶縁物として用いてはならない。 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 附属書 N (規定) 二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項	
第七 条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必	該当 非該当	箇条 9 箇条 10 箇条 11 箇条 12	9 接地 10 充電部との偶発的接触からの保護 11 耐湿性及び絶縁性 12 耐電圧	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		附属書L	附属書L(規定) SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L.5 感電保護 L.8 絶縁抵抗及び耐電圧	
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	箇条10 附属書L(規定)	10 充電部との偶発的接触からの保護 附属書L(規定) SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L.5 感電保護	試験方法は、附属書A(第1部の附属書A)による
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条8 箇条11 箇条12 箇条15 箇条16 附属書L	8 端子 11 耐湿性及び絶縁性 12 耐電圧 15 構造 16 沿面距離及び空間距離 附属書L(規定) SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L.8 絶縁抵抗及び耐電圧 L.9 構造	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条14 箇条18	14 故障状態 18 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	

# 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条4  附属書B 附属書C	4 一般的要求事項  独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1 12.4 温度試験）を適用する。  附属書B（規定）熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項  附属書C（規定）過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項（第1部の附属書Cによる）	附属書D（規定） 熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法
第十一条 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条4	4 一般的要求事項  独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1 4.13 機械強度、4.14 , づり具及び調整手段）を適用する。	
第十一条 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条8 箇条17 附属書JA	8 端子  17 ねじ、通電部及び接続部  附属書JA 追加の安全性要求事項  JA.3（口出し線）による）	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要


< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 14	14 故障状態	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当			安定器には、一般的に電磁波による危険なし。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 14 附属書 L	14 故障状態 附属書 L (規定) SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L7 短絡及び過負荷保護	安定器は、無監視状態を想定
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			安定器は、該当するおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			安定器は、該当するおそれがない。



## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			安定器は、該当するおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 14	14 故障状態  を表示したランプ制御装置は、ランプ制御装置の外郭温度がいずれの箇所においても表示した温度を超えてはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 16 附属書 L	16 沿面距離及び空間距離 附属書 L (規定) SELV 適合制御装置の個別追加要求事項 L11 沿面距離、空間距離及び絶縁物経由の距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当			J55015 の別規格で規定されている。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条 7	7 表示 表示の耐久性及び判読性は箇条 7.2 による。	
第二十条 第1項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の第三項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある。	該当 非該当			長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ある旨				
第二十条 第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当  非該当			長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。)</p> <p>機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 8147-1 (201X) 規格名：ランプ制御装置 第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 第4項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当			長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。

附属書 JB  
(参考)  
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 8147-1:2015 ランプ制御装置 - 第 1 部：通則及び安全性要求事項		IEC 61347-1:2007 Lamp controlgear - Part 1: General and safety requirements 及び Amendment 1:2010 及び Amendment 2:2012				
(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定	(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容	箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
1 適用範囲	250 V 以下の直流電源及び / 又は 1 000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz の交流電源に使用する , ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定。		1 JIS とほぼ同じ。	追加	“ 追加の安全性要求事項 ” を附属書 JA に規定	国内規定を追加。
3 用語及び定義	37 項目の用語の定義を規定。		3 JIS とほぼ同じ。	追加 追加	入力電力, 変圧式安定器, 二次電圧, 二次短絡電流及び定格最高周囲温度を追加。 クラス ランプ制御装置の注記に, クラス 0 ランプ制御装置の情報を追加。	電気用品安全法に日本独自の必須表示項目があるので, これらを用語及び定義に追加した。また, 独立形ランプ制御装置においては, JIS C 8105-1 の要求規定を満たすことが明記されており, 定格最高周囲温度をランプ制御装置に表示する場合があるため, この定義を追加した。これによって試験条件もより明確にした。 JIS C 8105-1 : 2010 では, クラス 0 照明器具の定義があるため, 同様に, クラス 0 ランプ制御装置の情報を追加した。

(I)JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V)JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
5 試験上の一般的な注意事項	試験条件・方法に関する事項について規定。		5	5.3 ある国では、試験個数3台のうち1台の不適合を認め、追加の3台が適合すればよいとの規定が記載されている。	削除	-	不合格を認めるのは技術基準として不適切であり、試験個数3台のうち1台の不適合を認める記載は削除した。
7 表示	本体又はカタログに表示する項目並びに表示の耐久性及び判読性を規定。		9	JIS とほぼ同じ。 判定条件だけ変更	追加  変更	uA), uB) 及び uC) を追加。 また, e), i), p) 及び r) に、国内規定内容を追加。 外郭を持たないランプ制御装置の必須表示は、カタログ又は類似の資料での表示を許容する内容に変更。	旧規格からのデビエーションを継続する。
9 保護接地	接地用端子材料、適合性、接地を要する条件、接地用端子及び接地用口出し線の仕様を規定。		13	JIS とほぼ同じ。	追加・変更	接地を要する条件、接地用端子及び接地用口出し線の仕様を追加。	国内技術基準（電気用品安全法）の接地要求基準を追加。
13 安定器巻線の熱耐久性試験	試験方法及び絶縁性能について規定。		16	JIS とほぼ同じ。	変更  追加  削除	抵抗法による巻線の温度条件を“巻線温度が安定し始めた後に”に変更した（対応国際規格では“4時間後に”）。 試験前及び試験後のランプ電流測定用ランプは特性試験だけに使用することを追加。 不合格の存在を許容する試験結果の判定基準を削除	熱容量の大きい放電灯安定器などは、安定前に時間を要するため変更した。 熱耐久性試験に用いるランプとランプ電流測定用ランプとを明確に区別するため追加した。 不合格を認めるのは、技術基準として、不適切と判断した。
14 故障状態	故障状態について規定		14	JIS とほぼ同じ。	削除	3つの試験試料で実施し、1つの試験試料が不合格である場合には、新たに3つの試験試料で実施して全て合格であれば合格とする判定基準を削除。	不合格を認めるのは、技術基準として、不適切と判断した。

(I)JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V)JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
18 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	外部絶縁部品,充電部保持部品の耐熱性,耐火性及び耐トラッキング性について規定。		19	JIS とほぼ同じ。	追加	18.5 において,耐トラッキング性をもつランプ制御装置の種類条件に対象となる部品及び除外項目を追加し, 部位を明確化。	対応国際規格は, ランプ制御装置のどの部位が耐トラッキング性をもつのか不明であるため, 具体的な部位を明確にした。
19 耐食性	鉄製部品の腐食に対し, その試験及び評価方法を規定。						
附属書 B (規定) B.9.3	熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項。 JIS C 8147-2-8 に規定する定格最高ケース温度が,130 以下の動作温度を宣言する熱的保護機能付きランプ制御装置についての要求事項を規定。		附属書 B (規定) B.9.3	JIS とほぼ同じ。	追加	B.9.3 “通常状態で ( $t_w + 5$ ) の巻線温度を得るような周囲温度,又は ( $t_a + 5$ ) の周囲温度の温度安定状態でランプ制御装置を動作させる。ただし,安定器の外部表面の定格最高温度 $t_c$ を宣言しているものは,安定器の外部表面が ( $t_c + 5$ ) となる温度安定状態で動作させる。”を追加。“各々 通常動作状態では 50 又は $t_c$ を超えてはならない。”を削除,“なお, JIS C 4908 に規定する保安装置内蔵コンデンサ及び保安機構付コンデンサは,適用外とする。また,力率改善用又は進相用以外のコンデンサで,そのコンデンサの故障によって危険が生じるおそれのないものは,適用外とする。”を追加。	蛍光灯安定器及び放電灯安定器では,コンデンサをケースに内蔵し,巻線を含めコンパウンドに充填したものが広く用いられている。この種の安定器は,特に器具込みの温度上昇について,定格最高使用温度 $t_w$ となる周囲温度で試験を実施したとき,コンデンサの定格最高温度 $t_c$ 以上となる場合がある。このため,安定器外郭表面(コンデンサ)の定格最高温度 $t_c$ となる周囲温度での試験条件を追加した。また,独立形の場合, $t_a$ 表示もあるので, $t_a$ での試験条件も併せて追加した。コンデンサの通常状態での試験条件は,重複するので削除した。また,故障状態で ( $t_c + 10$ ) 以下は困難であるため,保安装置内蔵コンデンサは除外した。



(I)JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V)JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
B.9.4	JIS C 8147-2-8 に規定する定格最高ケース温度が 130 を超える動作温度を宣言する熱的保護機能付きランプ制御装置についての要求事項を規定。		B.9.4	JIS とほぼ同じ。	追加・変更	B.9.4 a) “安定器は、B.9.3 に規定する条件でランプを点灯させる。ただし、チョークコイル式安定器は、附属書 D” を追加し、“...動作させること”を“...動作させてもよい”に変更。	我が国の変圧式安定器には短絡電流は適合できないため、ランプ点灯状態とする必要がある。
附属書 B (規定) (続き) B.9.5	JIS C 8147-2-9 に規定する温度を宣言する熱的保護機能付きランプ制御装置についての要求事項を規定。		B.9.5	試験回路及び試験条件が明確でない。構成順序が異なる。	変更	試験手順は、温度条件を( $t_w + 20$ ) から ( $t_w + 5$ ) に変更した。 $t_w$ の表示のない安定器で、絶縁の種類が A 種の場合は $t_w=105$ 、E 種の場合は $t_w=120$ 、B 種の場合は $t_w=130$ を適用する。	試験手順の熱的保護機能付きランプ制御装置の不動作条件 ( $t_w + 20$ ) については、我が国の安定器では自動復帰形熱的保護手段内蔵の場合、( $t_w + 10$ ) で動作するものがあるため、( $t_w + 5$ ) に修正した。また、 $t_w$ を表示しない日本固有の絶縁クラス表示 (A 種など) は、 $t_w$ 温度との相関を規定し、試験に適用させた。また、ダイオード + 抵抗の試験回路では困難な場合も適用できるよう、ランプ負荷での試験条件も認めた [( $t_a + 5$ ) 及び / 又は ( $t_c + 5$ ) 双方の条件]

(I)JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V)JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
					追加	また、それに加え、JIS としてのデビエーションを追加した。 “ 表 B.2 に規定する最高温度に達するまでの時間が、当該表に規定するケースの最高温度に対応する時間を超えない場合、ケース温度は 135 を超えてもよい。” “ なお、JIS C 4908 に規定する保安装置内蔵コンデンサ及び保安機構付コンデンサは、適用外とする。また、力率改善用又は進相用以外のコンデンサで、このコンデンサの故障によって危険が生じるおそれのないものは、適用外とする。”を追加。	上記に加え、B.9.3 と同様の理由によるほか、放電灯安定器は、一般的に安定器ケース内にコンパウンドが充填されており、熱容量も大きいため、オーバシュートの規定が必要である。
附属書 B (規定) (続き) B.9.5A	熱的保護機能付き独立形ランプ制御装置についての要求事項を規定。		-	-	追加	熱的保護機能付き独立形ランプ制御装置についての要求事項を規定。	従来、JIS で規定していた“ 取付け面の動作温度を宣言した熱的保護機能付き独立形安定器 ” は、130 を超えるものがないため削除し、この規定でカバーできるとして追加。
附属書 C (規定)	過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項		附属書 C (規定)	JIS とほぼ同じ。	追加	C.7.2 に、“ 最高表面温度が 130 以下の表示をする安定器の表面温度と時間との関係 ” 規定を追加。	安全性の確保のため追加。
附属書 D (規定)	熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法		附属書 D (規定)	JIS とほぼ同じ。	追加	D.0 として、“ 大形の安定器で試験容器に収まらない場合は、附属書 F に規定した構造又は空気の循環のない恒温槽を代用できる ” を追加。	大形の安定器での試験条件を明確化した。
附属書 H (規定)	H.5 試験用ランプの装着及び接続		H.5	JIS とほぼ同じ。	変更	ランプを“ 水平に ”を“ 関連するランプ規格に規定する方向に ”に変更。	ランプによって取り付け方向が異なる場合があるため、表現を変更した。

(I)JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III)国際規格の規定		(IV)JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V)JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
	H.10 試験用ランプ		H.10	JIS とほぼ同じ。	追加	“ランプ規格が規定されていないランプについては、周囲温度が 25 の環境において試験用安定器でランプを点灯させたとき、ランプ電流が製造業者の宣言値から 2.5 % を超えて外れてはならない。”を追加。	JIS に規定されていないランプもあるため、ランプ電流が製造業者の宣言値から逸脱しないよう追記。
附属書 H (規定) (続き)	H.12.1.1 ランプ制御装置の各部分の温度		H.12.1.1	JIS とほぼ同じ。	追加	“ただし、安定器の外部表面の定格最高温度 $t_c$ を宣言しているものは、安定器の外部表面が $t_c$ とほぼ等しくなるように調整する。”を追加。 巻線温度の測定は“抵抗法”に限定。 “(ただし、個別規格の規定に基づいて、製造業者の要求がある場合、電源電圧は定格電圧の 100 % のままとすることができる。)”及び“ $t_w$ と測定した巻線温度、又は $t_c$ と測定したケース温度との差を補正した”を追加。	$t_c$ 宣言の安定器の試験条件の追加。  巻線の温度上昇は、抵抗法に統一した。 国際規格を作成するときにも(洩)れたと思われるため、JIS C 8118-1 (現在は廃止)の規定内容を追加した。
附属書 JA (規定)	追加の安全性要求事項		-	-	追加	-	我が国の技術基準 (電気用品安全法、電気設備技術基準) の安全性要求事項を追加し、安全性を確保する。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：IEC 61347-1:2007，Amd. 1:2010，MOD